

箕輪町防災士養成事業補助金交付要綱（平成25年4月1日告示第95号）

最終改正:令和7年12月1日告示第199号

改正内容:令和7年12月1日告示第199号〔令和7年12月1日〕

---

○箕輪町防災士養成事業補助金交付要綱

平成25年4月1日告示第95号

改正

令和7年4月1日告示第94号

令和7年12月1日告示第199号

箕輪町防災士養成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、減災と地域防災力向上のために活動し、町の防災事業に貢献する防災士を養成するため、防災士の資格取得に対する補助金交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、日本防災士機構が認定した研修機関、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関とする。

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）町内に住所を有するもの
- （2）町の自主防災組織と連携して活動できるもの
- （3）町税等を滞納していないもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- （1）防災士研修センター等が行う講座の受講料
- （2）防災士資格取得試験受験料（初回のみ）
- （3）防災士認証登録料
- （4）交通費（自宅から会場までの間で、受講するために最も経済的な経路で要した公共機関又は自家用車での有料道路の利用に要した費用とする。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に係る経費とし、45,000円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようする者（以下「申請者」という。）は、講座を受講前に補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助事業の交付の決定を受けた者は、防災士の認証登録を完了したときは、速やかに補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）第4条に規定する経費の支払を証明するもの
- （2）防災士認証状の写し

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条による補助金交付請求書を受けた場合は、補助金交付請求書等の書類を審査し、適合すると認めたときは、交付する補助金額を確定し、補助金等確定通知書により通知する。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

---